

(5) 一般旅客定期航路事業の指定区間・サービス基準

令和5年3月31日現在

指定 番号	指定区間	二 地 点 間	運航 日程	運航回数	運 航 時 刻		各運航ごとの 最低輸送能力
					始 発	終 着	
25	初 島	初島漁港～熱海港	毎日	1日 7往復	始発:熱海港着	8時30分以前	旅客: 500人
					終発:熱海港発	17時15分以後	
26	佐久島	佐久島漁港～一色漁港	毎日	1日 6往復	始発:一色港着	8時00分以前	旅客: 80人
					終発:一色港発	17時00分以後	
27	日間賀島 河 和	日間賀漁港～河和港	毎日	1日10往復	始発:河和港着	8時00分以前	旅客: 80人
		又は河和漁港			終発:河和港発	18時00分以後	
		篠島漁港～河和港又 は河和漁港	毎日	1日10往復	始発:河和港着	8時00分以前	旅客: 80人
					終発:河和港発	18時00分以後	
28	篠島師崎	篠島漁港～師崎港、 師崎漁港又は大井漁 港	毎日	1日20往復	始発:師崎港着	7時45分以前	旅客: 80人
					終発:師崎港発	19時00分以後	
		日間賀漁港～師崎港、 師崎漁港又は大井漁 港	毎日	1日20往復	始発:師崎港着	7時45分以前	旅客: 80人
					終発:師崎港発	19時00分以後	
29	鳥 羽	神島漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 4往復	始発:鳥羽港着	7時45分以前	旅客: 150人
					終発:鳥羽港発	16時45分以後	
		菅島漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 6往復	始発:鳥羽港着	7時45分以前	旅客: 150人
					終発:鳥羽港発	18時30分以後	
		桃取漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 6往復	始発:鳥羽港着	7時15分以前	旅客: 150人
					終発:鳥羽港発	18時30分以後	
		答志漁港又は答志町 和具漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日 6往復	始発:鳥羽港着	7時45分以前	旅客: 150人
					終発:鳥羽港発	18時30分以後	
		坂手漁港～鳥羽港又 は小浜漁港	毎日	1日10往復	始発:鳥羽港着	7時00分以前	旅客: 150人
					終発:鳥羽港発	20時00分以後	
30	間崎島 賢 島	間崎漁港～賢島港	毎日	1日 9往復	始発:賢島港着	7時15分以前	旅客: 50人
					終発:賢島港発	17時30分以後	
31	間崎島 和 具	間崎漁港～志摩市和 具漁港	毎日	1日 9往復	始発:和具着	7時45分以前	旅客: 50人
					終発:和具発	17時00分以後	
32	浜 島 御 座	浜島港～御座漁港	毎日	1日 3往復	始発:御座着	8時00分以前	旅客: 50人
					終発:御座発	17時00分以後	
				1日 3往復	始発:浜島港着	9時10分以前	旅客: 50人
					終発:浜島港発	16時45分以後	
33	尾 鷲	須賀利漁港～尾鷲港	毎日	1日 4往復	始発:尾鷲港着	8時00分以前	旅客: 45人
					終発:尾鷲港発	17時00分以後	